

令和2年度 社会福祉施設・事業所等の実地指導の結果【保育施設等】（令和2年10月実施分まで）

事業の種別	施設・事業所名	運営法人名	実施日	文書指導事項	改善状況
小規模保育事業 A型	ここりの森保育園宗岡	プラリコ株式会社	令和2年9月14日	①重要事項説明書の「職員体制」、「非常災害時の対策」の項目について、必要な見直しを行ってください ②避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は実施してください。	いずれも改善済
小規模保育事業 A型	あだちみどり保育園	学校法人アルス学園	令和2年10月2日	①保育標準時間の朝など、児童が少数となる場合も、保育士は常時最低1人以上を配置してください。また、管理者は、「常時実際にその事業所の運営管理の業務に専従」する要件を満たす配置としてください ②法定代理受領により地域型保育給付費の支給を受けた場合は、利用児童の保護者に対して、地域型保育給付費の額を通知してください。	いずれも改善済
認可外保育施設 特定子ども・子育て 支援施設等	TMG宗岡中央病院そよかぜ保育 室	医療法人社団武蔵野 会TMG宗岡中央病院	令和2年10月8日	なし 「利用契約書」、「入室のしおり」及び「施設及びサービスに関する内容の掲示」で、おやつ代は保育料と区分して記載してください。	— 改善済
地域子育て支援 拠点事業	宗岡子育て支援センター「ぽけっ と」	社会福祉法人志木市 社会福祉協議会	令和2年10月26日	なし	—
小規模保育事業 A型	保育園元気キッズ志木幸町園	株式会社SHUHARI	令和2年10月30日	①保育標準時間の朝など、児童が少数となる場合も、保育士は常時最低1人以上を配置してください。また、管理者は、「常時実際にその事業所の運営管理の業務に専従」する要件を満たす配置としてください。 ②重要事項説明書に、「連携施設の種類、名称、連携協力の概要」、「職員の勤務体制」の項目を追記してください。 ③法定代理受領により地域型保育給付費の支給を受けた場合は、利用児童の保護者に対して、地域型保育給付費の額を通知してください。	いずれも改善済

注)

○認可外保育施設

- 認可外保育施設に対する実地指導は、児童福祉法第59条第1項に規定する立入調査に加えて、いわゆる無償化対象施設として特定子ども・子育て支援施設等に該当する場合は、子ども・子育て支援法第14条第1項（第30条の3の規定による準用）に規定する実地指導を同時に行っています。
- 児童福祉法第59条第1項に掲げる事務は県知事の権限ですが、知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成11年条例第61号）第2条の規定に基づいて、市に移譲されています。